

京都市立病院事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年4月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第6号

京都市立病院事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市立病院事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条中「臨床検査科」を「臨床検査技術科」に改める。

第2条第2項第1号を次のように改める。

(1) 総合内科部長

第2条第2項中第2号から第6号までを削り、第7号を第2号とし、第8号から第10号までを5号ずつ繰り上げ、第11号を第6号とし、同号の次に次の5号を加える。

(7) 腎臓^{じん}内科部長

(8) 神経内科部長

(9) 血液内科部長

(10) 内分泌内科部長

(11) 感染症内科部長

第2条第2項中第26号及び第27号を削り、第25号を第27号とし、第20号から第24号までを2号ずつ繰り下げ、第19号を第20号とし、同号の次に次の1号を加える。

(21) 整形外科部長

第2条第2項中第18号を削り、第17号を第19号とし、第16号を削り、第15号を第18号とし、第14号を削り、第13号を第15号とし、同号の次に次の2号を加える。

(16) 総合外科部長

(17) 呼吸器外科部長

第2条第2項第12号を同項第14号とし、同号の前に次の2号を加える。

(12) 糖尿病代謝内科部長

(13) 精神神経科部長

第2条第2項第28号及び第29号を次のように改める。

(28) 放射線診断科部長

(29) 放射線治療科部長

第2条第2項中第31号から第33号までを削り、第30号を第33号とし、同号の前に次の3号を加える。

(30) 臨床病理科部長

(31) 救急科部長

(32) 歯科口腔外科部長

第2条第6項及び第9項中「臨床検査科」を「臨床検査技術科」に改める。

第5条臨床検査科の項中「臨床検査科」を「臨床検査技術科」に改め、同項第1号中「臨床検査」の右に「の実施」を加える。

附 則

この規則は、平成20年5月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)